

# FAX 送信書

送付先：宮部 龍彦 様  
Fax : 046-252-6301

送信者：滋賀県長浜市  
総務部人権施策推進課  
国友  
TEL : 0749-65-6560  
送信枚数：7枚（送信書含めず）

次の書類を送付します。

平成8年度時点の市内総合センター条例

コメント：上記の書類を送付します。

お電話いたしましたように、旧長浜市の条例は平成8年当時のものです。

旧虎姫は条例ではなく、運営規程で規定されています。

旧木之本は、平成14年に従前の条例を廃止して新設しているようですが、木之本町地域総合センターという名称を、木之本町総合センターに改称したことです。

以上、よろしくお願ひします。

## 第8編 厚生（木之本町総合センター設置条例）

## ○木之本町総合センター設置条例

(平成14年3月19日)  
(条例 第2号)

## (設置)

第1条 木之本町文化センター、木之本町教育集会所および木之本町児童館を総称し、木之本町総合センター（以下「総合センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 総合センターは、基本的人権尊重の精神に則り、歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域およびその周辺地域の住民（以下「地域住民」という。）に対して、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業および人権問題に対する理解を深めるための活動を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り、人権文化の創造に資することを目的とする。

## (事業)

第3条 総合センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

## (1) 連絡調整に関すること。

総合センター事業の円滑な推進を図るために、関係機関団体との連携協力のための連絡調整を行う。

## (2) 相談事業に関すること。

地域住民に対し、生活上の各種相談に応じるとともに、自立の支援のため適切な指導助言を行う。なお、相談にあたっては、地域住民の利便を考慮して機動的な相談体制を確立し、必要があるときは、関係行政機関および社会福祉施設等に対し、速やかに連絡、紹介等の措置を行う。

## (3) 調査および研究に関すること。

地域住民の生活実態および意識を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業の研究を行う。

## (4) 自主的活動の育成に関すること。

地域住民の自主的、組織的な活動を促進するために、社会教育団体、その他の自主的団体の育成に努める。

## (5) 教育、文化の向上および地域交流に関すること。

各種講座および講演会等を開催し、教育と文化の向上を図るとともに、地域

〔木之本町〕

〔二〕

〔三〕

〔四〕

〔五〕

## 第8編 厚生（木之本町総合センター設置条例）

住民の交流の機会となる各種クラブ活動、レクリエーション、教養文化活動等の事業を行う。

### (6) 啓発および広報活動に関すること。

人権問題についての認識と理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発広報活動を行う。

### (7) 社会福祉の増進等に関すること。

地域住民の健康で文化的な生活の確保と生活の安定向上を図るため関係機関団体等と連携し、社会福祉および保健水準を増進向上させるための事業を行う。

### (8) 就労の安定に関すること。

関係機関等と連携し、地域住民の就労の安定を図るための必要な支援を行う。

### (9) 学力向上に係る実践指導に関すること。

小学生、中学生の自発的な学習活動を促進し、基礎学力を向上させるとともに、自主的な生活態度の育成と人権意識の涵養および連帯意識の高揚を図るための事業を行う。

### (10) その他

前9号に掲げる事業のほか、地域の実情に応じて、第1条に規定する目的を達成するための必要な事業を行う。

（職員）

### 第4条 総合センターに次の職員を置く。

センター長

次 長

指導主事

人権教育指導員

児童厚生員

その他の職員

2 センター長は、総合センターの各種事業における企画、立案、人権施策の総合調整および所属職員の指導、監督を行うものとする。

（委任）

### 第5条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

付 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。